

経緯

「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会)

○新たな機能の確立

統計監理官は、統計委員会が定める方針の下で、各府省において、1年以内に策定される品質管理の「要求事項」に基づき統計作成プロセス監査を実施。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)

○「第4 基本計画の推進」-「1 施策の効果的かつ効率的な実施」

③ 統計の品質に関する要求事項を取りまとめるとともに、統計監理官等が行う第三者監査の実施方針を定める(略)。

○品質確保に向けた取組の強化 等

・統計委員会が定める方針の下、専門家(品質管理の専門家・実務家、研究者等)を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。

・統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

「公的統計の総合的な品質向上に向けて(建議)」(令和4年8月10日統計委員会)

○表6-1-2 毎月勤労統計調査の事案発生後の取組(効果があがっておらず見直しが必要と考えられるもの)

5) 統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づく統計作成プロセス診断の実施

上記取組に対応するため

対応予定

- 今後、統計作成プロセス診断の「**方針**」(フレームワーク)を、同「要求事項」とともに、統計委員会に報告し、了承予定。その後、これらに基づき総務省政策統括官(統計制度担当)決定予定。(なお、「要求事項」は、「方針」(フレームワーク)の別紙として位置付け)
- 【構成】「1.趣旨・目的」、「2.対象範囲」、「3.実施体制」、「4.診断基準」(※)、「5.実施方法等」(実施の時期、方法及び結果の活用)、「6.その他」
※本方針の別紙である「要求事項」に沿って実施

【参考】

各府省による所管統計に係るPDCAサイクル実施と総務省の統計作成プロセス診断との関係

<各府省>

Plan (計画)

➤ 調査の企画

- ✓ 調査計画、実施計画の策定等

Do (実行)

➤ 調査の実施

- ✓ 調査計画に基づく実査、審査・集計、公表等

Check (評価)

➤ 点検・評価(各府省による自己点検)

- ✓ 調査計画の履行状況等の確認
- ✓ 業務マニュアルの整備、実施状況等の確認

Action (改善)・Plan (計画)

➤ 調査計画、業務マニュアル等の見直し・改善

- ✓ 点検・評価結果(診断結果を含む)の活用
- ✓ 総務省、各府省統計幹事部局による支援

<(総務省) 統計監理官>

統計作成プロセス診断の実施

{ 統計監理官が各府省の統計ごとの作成プロセスをチェック・助言等 }